

令和7年12月18日

太子町教育委員会 様

太子町社会教育審議会
会長 室井美千



文化会館等の管理運営について（答申）

令和7年12月11日付太教文化第136号をもって諮問された文化会館等の管理運営について、本会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

本会に諮問された文化会館・図書館・歴史資料館の管理運営について、図書館及び歴史資料館は専門的知見等を要するため町の直接運営が適当と判断する。文化会館も社会教育施設として直接運営が好ましいが、運営が困難な事情等も考慮し、施設及び地域文化の活性化、民間連携の強化が期待できるものとして指定管理者制度を導入することはやむを得ないものと判断する。

なお、本会として、次のとおり意見を付する。

- 1 指定管理者制度導入後の文化会館については、会館運営や自主事業に関して明確な方向性を教育委員会が定め、全てが事業者まかせにならないよう取り組むこと。
- 2 指定管理者制度導入については、定期的に事業内容等の評価を教育委員会が実施し、直接運営よりも良いものになっているのか確認すること。
- 3 1及び2の付帯意見については、担当町職員のみならず、教育委員会として組織的に取り組むこと。
- 4 指定管理を行う事業者の選定については、明確な審査基準を設けること。
- 5 図書館及び歴史資料館については、図書館司書や学芸員など専門的知見を有する人員を計画的に配置し、安定的な運営を継続するとともに、これまで以上に住民が利用し易い環境を構築すること。